

袋井市告示第139号

(仮称)袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務委託に関する事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

袋井市長 大場規之

1 プロポーザルの名称

(仮称)袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル

2 プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

3 業務の名称

令和8年度(仮称)袋井市総合健康センター整備基本計画策定業務

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす単体企業とする。ただし、当該単体企業が要件ケ及びコを単独で満たせない場合、当該要件を満たす事業所を協力事業所として参加させることを認める。協力事業所は、要件ア～キを満たしていることを要する。なお、企画提案書提出後であっても参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成17年告示第206号)第2条に規定する指名停止措置を契約予定日までの間、受けている者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 袋井市公共工事からの暴力団及びその関係者排除措置要綱(平成17年告示第207号)第2条に規定する入札排除措置を受けている者でないこと。

カ 国税、地方税を滞納していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

ク 平成23年度以降において、公共施設に関する施設整備の計画策定支援又は基本設計の業務実績があること。なお、公共施設とは、地方公共団体の公民館や図書館、地域交流施設、行政庁舎等をいう。

ケ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を受けている者であること。（協力事業所でも構わない）

コ 技術職員（一級建築士 2 名以上）を有すること。（協力事業所でも構わない）

※協力事業所は、単体企業の従業員以外の者で、業務着手後、受託者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。

5 募集要項等の配布及び参加表明書の受付期間

- ・募集要項等の配布：令和 8 年 4 月 28 日（火）
- ・参加表明書提出期限：令和 8 年 5 月 26 日（火）

6 問合せ先（担当課）

袋井市総合健康センター 健康未来課 地域医療推進係

電 話：0 5 3 8－4 3－7 6 4 0

ファクス：0 5 3 8－4 3－7 6 4 1